社会福祉法人磐田市社会福祉協議会赤い羽根福祉の心育成事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉の推進を図るため、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校が実施する福祉教育に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

（助成の対象、交付額及び事業の実施期間）

第２条　助成の対象となる事業は次の各号に掲げるものとし、具体的な取組内容及び対象外経費は別表のとおりとする。

⑴　地域住民との交流

⑵　福祉施設への訪問

⑶　地域の福祉に関する学習

⑷　地域でのボランティア活動体験

⑸　福祉に関する情報発信・啓発

⑹　その他実践的な福祉教育として会長が必要と認めた事業

２　助成金の交付額は、千円単位とし、５万円を限度として、予算額及び全体の申請件数、事業内容を審査し決定する。

３　事業の実施期間は、１年以内とする。

（実施計画）

第３条　助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画書兼交付申請書（様式第１号）を会長に提出するものとする。

（交付決定）

第４条　会長は、申請者からの提出書類の内容を審査し、その結果を交付決定・否決通知書（様式第２号）を作成し、申請者に通知する。

（概算払い）

第５条　助成決定をした場合は、請求書（様式第３号）により概算払いを行う。

（実績報告）

第６条　申請者は、実績報告書（様式第４号）及び会計報告書（様式第５号）を事業完了後速やかに、別に定める日までに会長に提出する。

（助成金の確定及び返還）

第７条　会長は、前条の報告を受けたときはその内容を審査し、助成金の確定通知書（様式第６号）を申請者に通知する。また、必要と認めたときは助成金の返還通知書 （様式第７号）を申請者に通知することができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この公告は、公示の日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象事業 | 具　体　的　取　組　内　容 |
| ⑴　地域住民との交流 | ・地域のお年寄りとの交流・未就園児との交流・地域行事への参加・野菜の栽培、収穫、調理をして交流・地域の方や周辺の園児等を招待し交流 |
| ⑵　福祉施設への訪問 | ・福祉施設へ訪問し交流、体験学習 |
| ⑶　地域の福祉に関する学習 | ・障害者理解、ユニバーサルデザインの学習・当事者講師、ボランティア講師等を招いての学習・地域の福祉課題についての学習・学校周辺、施設のバリアフリーの学習・共同募金に関する学習 |
| ⑷　地域でのボランティア活動体験 | ・募金活動・収集活動（プルタブ、古切手、ベルマーク等）・各種ボランティアに参加・地域のゴミ拾い等 |
| ⑸　福祉に関する情報発信・啓発 | ・地域住民向け新聞づくり、バリアフリーマップ作成等 |
| 対　象　外　経　費 |
| ・市販の弁当、総菜等の購入費・宿泊を伴う福祉学習やボランティア活動体験の費用・福祉お助け用品に含まれる物品、車いす等の購入費・子どもが直接関わらない活動（職員研修や外部ボランティアのみの活動等）への支出・事業以外に用途のある物品の購入費　書籍（福祉に関連するものを除く）、ストーブ、トナー等・その他事業の目的に沿わないと判断されるもの・事業以外に用途のある物品の購入費 |